

第二次世界大戦以前のわが国における人口動態統計

作表にみる視座の変遷

オオミ ケンイチ
逢見 憲一*

目的 1899年以降の人口動態統計について、今後の分析の基礎とするため、各年代の報告書における背景や意図を把握することを目的とした。

方法 厚生労働省図書館の所蔵する報告書を主に通覧し、作表の様式について変遷を観察・記述して分析を加えた。

成績 1899年以降第二次世界大戦前の人口動態統計の作表の様式は、時期を経るにつれて変遷がみられた。その様式は、(1)明治期から大正初期、(2)大正中期、(3)大正後期から昭和初期、(4)昭和10年代、のものに大別された。

また、明治から大正中期までの時期には、道府県に明確な序列がみられた。この序列は1923年に改められ、これ以降、道府県を地理的に鳥瞰する配列で統計が作表されるようになっていた。さらに、1919年には、総覧において「総数」と「内地総数」が表の冒頭に掲載されるようになっていた。

結論 1899年以降の人口動態統計について、とくに第二次世界大戦前の報告書における様式には、時期とともに変遷がみられた。明治後期から大正期にかけて、道府県から「国家」へ、道府県民から「国民」への人口動態における視座が変化したことが示唆された。

Key words : 人口動態統計, 明治, 大正, 昭和, 国家, 国民

I はじめに

わが国の人口動態統計は、西暦1899（明治32）年に近代的な統計調査として確立して以来、100年余にわたって国の主要統計の一つとして機能してきた。人口動態統計は、人口転換や疾病構造の転換などを明らかにするうえできわめて重要な資料であるが、死因や年齢階級別死亡などの分析は、さかのぼっても1920年以降が対象であった^{1~6)}。これは、国勢調査が初めて行われた1920年以前の基礎人口について、信頼性に問題があるとされていたためである^{3~6)}。

しかし、近年、1920年以前のわが国の人口についても信頼に足る推計⁷⁾が得られ、1899年以降のすべての人口動態統計について活用の道が開けてきた。一方で、とくに第二次世界大戦前の人口動

態統計は、しばしば作表を含む様式に変化がみられるため、その使用に際しては、作表の背景や意図を把握しておく必要があると考えられる。

そこで、本稿では、第二次世界大戦以前の人口動態統計について、報告書の実物を通覧し、作表の背後にある統計上の視座の変遷について読解を試みた。

II 資料および方法

わが国の1899（明治32）年以降第二次世界大戦終結前に刊行された1943（昭和18）年までの帝国人口動態統計、人口動態統計を主な資料とした。（昭和19年および20年の人口動態統計は、1949（昭和24）年に刊行された昭和21年人口動態統計報告書に付録として掲載されているが、欠落として扱われることが多い。）

資料は、厚生労働省図書館の所蔵する報告書を基本として用いたが、1889（明治32）年と1919（大正8）年の報告書については、同図書館には

* 厚生労働省関西空港検疫所
連絡先：〒549-0011 大阪府泉南郡田尻町泉州空港
中1番 関西空港検疫所検疫課 逢見憲一

所蔵されていないため、同省普及相談室の所蔵するものを用いた。

1899（明治32）年以降の人口動態統計については、厚生省（当時）大臣官房統計情報部発行（発売は財団法人厚生統計協会）のCD-ROM“人口動態統計 明治32年～平成9年（1899～1997）”にも収録されており、本稿においても一部援用した。

これらの人口動態統計の資料を通覧・記述し、分析して考察を加えた。

III 結 果

1. 明治32年人口動態統計

わが国初の近代的人口動態調査である1899（明治32）年の人口動態統計は、1902（明治35）年に内閣統計局により編纂されていた。

「緒言」は「内閣統計局長花房直三郎」の署名で記されており、1ページを用いた長文であった。そのなかには「將來進歩ノ基礎」や「一新紀元」の語がみられた。また、統計表にフランス語の対訳は海外諸国との比較を便利にするためである、との意も述べられていた。この緒言の一部を表1に示す。

第一の表は、いわゆる総覧にあたり、「體性現在地及本籍地ニ依リ分チタル出生及死亡並婚家ノ現在地及本籍地ニ依リ分チタル結婚及離婚」と題されていた。作表は道府県別であったが、その配列は現在のそれとは異なるものであった。すなわ

表1 1899（明治32）年人口動態統計緒言

緒言

（前略）…

…人口動態統計ノ如キ地方分査ノ方法ニ依リテハ到底近世統計ノ望ムカ如キ精密ナル計數ヲ得ヘカラサルハ識者ノ一般ニ認ムル所ナルカ故ニ明治三十一年ノ改正ハ初メテ將來進歩ノ基礎ヲ此ノ統計ニ與ヘタルモノニシテ此ノ點ニ於テハ我邦人口動態統計ノ一新紀元ト謂フコトヲ得ヘシ

…本編ノ統計表に佛語ノ對譯ヲ附セシハ我カ刊行書ト海外諸國ノ統計書ト交換ノ便ヲ謀ルカ爲ナリト云爾

明治三十五年八月十八日

内閣統計局長花房直三郎識

（原文は縦書き、左から右読み。）

ち、最初の行が「東京府」で、以下、「京都府」、「大阪府」、「神奈川縣」、「兵庫縣」、「長崎縣」、「新潟縣」と続き、「沖繩縣」、「北海道」、「其他」と、47道府県が「府」、「縣」、「道」の順に配列され、ついで「其他」、1行空けて「總計」が罫線で区切られて作表されていた。道府県には上から順に、冒頭に「順序」として、「1」から「47」までの番号が付され、「其他」には「48」の番号が割り当てられていた。

第一の表には、付表として「前第一表ニ於ケル「其他」（四八）の細別」が掲載されていた。その欄は、左から「臺灣」（台湾）、「亞細亞」（アジア）、「歐羅巴」（ヨーロッパ）、「亞米利加」（アメリカ）、「大洋州」（オセアニア）、「航海中」、「不詳」に大別され、「亞細亞」は、「支那」（中国）、「香港」、「英領印度」、「韓國」、「仏領印度」、「露領亞細亞」などに分けられていた。

第一表から第二十二に至るすべての表で、作表は道府県別であり、その配列の順序は第一表と同様であった。

また、表紙、緒言、目次、諸表の日本語、また正誤表に至るまでフランス語が併記されていた。

2. 1900（明治33）年から1918（大正7）年

明治32年人口動態統計に次ぐ1900（明治33）年の人口動態統計には、若干の変化がみられた。

すなわち、第一表の配列は「東京府」以下、「沖繩縣」、「北海道」と続いて、1行空けて「合計」が罫線で区切られて作表され、そこから1行空けて「臺灣」（台湾）、「外國」、「航海中」、「不詳」が配列され、1行空けて「總計」が罫線で区切られて作表されていた。やはり道府県には、表の冒頭に「順序」として上から順に「1」から「47」までの番号が付され、「合計」には「48」番が、「臺灣」（台湾）、「外國」、「航海中」、「不詳」には、それぞれ上から「49」から「52」までの番号が付されていた。「總計」の欄には番号が付けられていなかった。明治32年人口動態統計にあった付表「前第一表ニ於ケル「其他」（四八）の細別」の表はみられなかった。

また、すべての表で、作表は道府県別であり、その順序は上述のとおりであった。

また、明治32年人口動態統計と同じく、明治33年人口動態統計においても、表紙、緒言、目次、諸表の日本語、また正誤表に至るまでフランス語

が併記されていた。

1901(明治34)年から1904(明治37)年までの人口動態統計には、作表に大きな変化はみられなかった。

1905(明治38)年の人口動態統計報告書には若干の変化がみられた。すなわち、「總覽」中の「臺灣」(台湾)と「外國」の間に「樺太」が付け加えられ、「順序」として「50の」番号が割り当てられていた。このため、「外國」、「航海中」、「不詳」にはそれぞれ繰り下げられて「51」から「53」の番号が付与されていた。

1906(明治39)年の人口動態統計には、それ以前のものに変更が加えられていた。すなわち、道府県の作表は従前のかたちであったが、「總計」の欄は太字で強調されるようになっていた。さらに第一の表では、道府県から1行空けて「合計」がやはり太字で、またそれから1行空けて「臺灣」(台湾)、「樺太」、「外國」、「航海中」、「不詳」が配列され、1行空けて「總計」が、今度は罫線で区切らずに、しかし太字で表記されていた。

1910(明治43)年以降は、第一表の「合計」の下に「朝鮮」が加わって、「朝鮮」に次いで「臺灣」(台湾)、「外國」、「航海中」、「不詳」が細字で、1行空けて「總計」が、太字で表記されるようになっていた。「順序」としては、「合計」には番号が付されなくなり、「朝鮮」に「48」の番号が与えられていた。

以降、1918(大正7)年までは、大きな変更がみられなかった。若干の変更としては、まず、1918(大正7)年の人口動態統計は1921(大正10)年刊行されており、内閣統計局に代わって「國勢院」によって編纂されていた。

また、1914(大正3)年以降は、従来「總覽」中の「外國」に包含されていた「關東州」が、「朝鮮」、「臺灣」(台湾)、「樺太」に次いで一行を設けて掲載されるようになり、その旨が「凡例」に掲載されるようになった。これにより、順序を示す番号は「關東州」には「51」が割り当てられ、「外國」、「航海中」、「不詳」の番号は1つつ繰り下げられていた。

3. 1919(大正8)年から1922(大正11)年

1919(大正8)年以降の人口動態統計には、それ以前と比較して大きな変化がみられた。すなわち、「緒言」に「本年ヨリ特ニ諸表ニ改廢ヲ加ヘ

小版ニ更メ且ツ佛譯文對譯ヲ廢シ専ラ通覽ノ便ヲ圖レリ」とあるように、版型が小型化された。

また、フランス語訳が掲載されず日本語のみで作表、記述がなされるようになった。

編纂は、前年と同じく「國勢院」であった。

道府県の表記にも変更が加えられており、「總數」の欄は道府県のうえに、一行空けて太字で強調されるようになっていた。さらに第一の表では、道府県からの前に「内地總數」が1行空けてやはり太字で掲載されていた。道府県の配列は従前のおりであったが、「北海道」の後に一行空けて「内地外總數」が、やはり太字で掲載され、そこから1行空けて「朝鮮」「臺灣」等と配列されるようになっていた。「順序」としては、「總數」、「内地總數」、「内地外總數」には番号が無く、「東京府」から「北海道」の道府県に「1」から「47」の番号が、「内地外」では、「朝鮮」、「臺灣」、「樺太」、「關東州」、「外國」、「航海中」、「不詳」の順に48から54の番号が割り当てられていた。また、全ての表が都道府県あるいは市区町村別の表であった。

1920(大正9)年人口動態統計には、前年と比べて若干の変化がみられた。すなわち、編纂が前年とは異なり「統計院」となったこと、また、「比例算出二用ヒタル現在人口」に解説が無く、大正九年十月一日現在として表のみが掲載されていること、などであった。また、1920(大正9)年の人口動態統計には誤記が多く、1ページ全面を用いた正誤表が添附されていた。

1921(大正10)年以降の人口動態統計には、作表上の大きな変更はみられなかった。ただし、「内地總數」、「内地外總數」の文字は細字になり、「内地外總數」の数字は1921(大正10)年のみ細字で、1922(大正11)年以降はまた太字が用いられていた。

4. 1923(大正12)年から1931(昭和6)年

1923(大正12)年人口動態統計には、前年と比べて大きな変化がみられた。

まず、編纂が前年の「統計院」から「内閣統計局」となっていた。

また、表中の「總數」、「内地總數」、「内地外總數」の大きな配列は従前のおりであったが、府県の配列については、以前の「東京府」以下「沖繩縣」「北海道」と府・県・道の順であったもの

から「北海道」、「青森縣」「岩手県」…と「東北區」、「茨城縣」「栃木縣」と「關東區」…と北から南への地理的区分によって配列されるようになっていた。これは、「凡例」にも「道府縣及市の排列は隣接府縣相互の現象を比較するに便する爲東北から西南に順次排列することに改めた。」と述べられていた。道府県の「順序」を示す番号は、今度は最上の「北海道」に「1」が、以下、地理的配列に従って「沖繩縣」の「47」までが割り当てられていた。

また、1923（大正12）年以降は、「總覽」中の「内地外」において、「朝鮮」、「臺灣」（台灣）、「樺太」の後、「關東州」の上に「南洋群島（委任統治區域）」が一行を設けて掲載されるようになっており、その旨が「凡例」で言及されていた。このため、「順序」を示す番号は、「南洋群島（委任統治區域）」に「51」が割り当てられ、「關東州」以下は1づつ番号が繰り下げられた。

また、「總覽」中で、「内地に現住する植民地人及外國人」が別掲されるようになり、「凡例」中でも「内地に現在する植民地人及外國人…（中略）…届出のあつたものは其の計數を府縣及總覽中に包含せしめず單に總覽第一表及第二表に別掲とした」と言及されており、また、「緒言」中でもその旨が記載されていた。「植民地」および「外國人」は、「總覽」中の最下段に太い罫線で区切られて掲載され、「順序」を示す番号は「植民地」が「1」、「外國人」が「2」であった。

ただし、「植民地人」の呼称については、1929（昭和4）年以降の報告書では、「外地人」に改められていたが、その一方で、改めた旨の言及はなされていなかった。

1926（大正15、昭和元）年には、新たに「樺太ノ部」が設けられて樺太の人口動態が加えられた。「總覽」には「樺太」が同じ位置と番号で配列されていた。

5. 1932（昭和7）年から1938（昭和13）年

1932（昭和7）年には、統計の名称が、それまでの「日本帝國人口動態統計」から「人口動態統計」に改められた。

1935（昭和10）年の人口動態統計には変化がみられた。すなわち、総覽における表中の「總數」がなくなり、「内地總數」にかわって「全國」の数字が太字で記載されるようになっていた。ついで

で「北海道」から「沖繩縣」までの道府県が以前と同じく北から南の順で記載されていたが、以前は「順序」として道府県に付与されていた番号が記載されていなかった。「内地外總數」に続いて、「朝鮮」、「臺灣」、「樺太」、「南洋群島」、「關東州」、「外國」、「航海中」、「不詳」が配列されていたが、道府県同様、番号は付されていなかった。また、都道府県と「内地外總數」の間が罫線で区切られるようになっていた。

1936（昭和11）年の人口動態統計の様式には大きな変化はみられなかった。1937（昭和12）年の報告書では、総覽中、内地外については「内地外ニ於ケル内地人ノ婚姻、離婚、出生、死産及死亡」と題して、まず「總數」が太字で記載され、ついで、「朝鮮」、「臺灣」、「樺太」、「南洋群島」、「關東州」、「外國」、「航海中」、「不詳」の順で配列されるかたちになっていた。

また、1938（昭和13）年の報告書では、「例言」中に「本統計は其の資料の關係上専ら内地在内の内地人の動態統計となつてゐる。」との記述があった。

6. 1939（昭和14）年から1943（昭和18）年

1939（昭和14）年の人口動態統計には、それ以前のものと比較して大きな変化がみられた。まず、報告書表紙の左上に「秘」の文字が罫線で四角に囲まれて印刷されていた。また、中表紙に、「本書所載ノ統計表中昭和十四年ニ係ルモノハ總テ當分ノ中一般ニ之ガ公表ヲ差控ヘタルヲ以テ其ノ取扱ニ注意セラレタシ」との注意書きが、やはり罫線で四角く囲まれて印刷されていた。

また、内地における外地人・外國人については記載されないようになっていた。

また、総覽表では、全国を市部と郡部に分けた数字が掲載されていた。これは、以前の人口動態統計にはみられなかった表であった。

1940（昭和15）年の人口動態統計には、前年と同様、報告書表紙の左上に「秘」の文字が罫線で四角に囲まれて押印されていた。また、「注意 本書ノ數字ノ區切り方ハ四桁刻ミナリ」と押印されていた。

中表紙には、「本書統計數字中昭和十四年以降ニ係ルモノハ本局ノ承認ナクシテ之ヲ公表又ハ轉載スルコトヲ禁ズ」との注意書きが、やはり罫線で四角く囲まれて印刷されていた。また、その

「例言」には、「シタカラ」などの口語体がみられ、数字が四桁刻みとなったことなども述べられている。

1940（昭和15）年人口動態統計の例言の一部を表2に示す。

「總覽」表では、昭和14年とは異なり、「内地」の数字が太字で記載され、ついで「北海道」から「沖繩縣」までの道府県が北から南の順で記載されていた。道府県には、やはり番号は付与されていないかった。

内地外については、やはり昭和14年とは異な

表2 1940（昭和15）年人口動態統計の例言

例	言
一	人口動態統計ハ數字の切り方ヲ變更シ、從來ハ千、百萬、十億、等ノ如ク三桁刻ミデアツタノヲ改メテ、萬、億、兆、等ノ如ク四桁刻ミトシタカラ、讀者ハ特ニ注意シテ下サイ。
二	…
三	本統計ハ内地人ニ關スルモノデアツテ外地人及外國人ハ包含サレテ居ナイ。外地人ニツイテハ夫々外地各廳ノ作成スル統計書ヲ參看セラレタイ。
四	…（以下略）

表3 人口動態統計の作表様式の変遷

1899(明治32)		1918(大正7)		1919(大正8)		1923(大正12)		1935(昭和10)		1943(昭和18)	
順序	道府縣	順序	府縣 北海道	順序	府縣	府縣	順序	府縣	府縣	府縣	
1	東京府	1	東京府		總數	總數		全	國	内地	
2	京都府	2	京都府		内地總數	内地總數					
3	大阪府	3	大阪府	1	東京府	北海道	1	北海道	樺太	道	
4	神奈川縣	4	神奈川縣	2	京都府	北海道	2	北海道	樺太	道	
5	兵庫縣	5	兵庫縣	3	大阪府	青森縣	3	青森縣	北青森縣	海	
6	長崎縣	6	長崎縣	4	神奈川縣	岩手縣	4	岩手縣	青森縣	森	
7	新潟縣	7	新潟縣	5	兵庫縣	宮城縣	5	宮城縣	青森縣	手	
8	埼玉縣	8	埼玉縣	6	長崎縣	秋田縣	6	秋田縣	岩手縣	城	
∴	∴	∴	∴	7	新潟縣	山形縣	7	山形縣	宮城縣	田	
∴	∴	∴	∴	8	埼玉縣	福島縣	8	福島縣	秋田縣	縣	
44	宮崎縣	44	宮崎縣	∴	∴	茨城縣	∴	茨城縣	山形縣	形	
45	鹿児島縣	45	鹿児島縣	∴	∴	∴	∴	∴	福島縣	島	
46	沖繩縣	46	沖繩縣	∴	∴	∴	∴	∴	茨城縣	城	
47	北海道	47	北海道	44	宮崎縣	宮崎縣	44	宮崎縣	茨城縣	縣	
48	其他	48	合計	45	鹿児島縣	宮崎縣	45	鹿児島縣	茨城縣	縣	
	總計	49	朝鮮	46	沖繩縣	鹿兒島縣	46	沖繩縣	宮崎縣	宮崎縣	
		50	臺灣	47	北海道	沖繩縣	47	沖繩縣	鹿児島縣	鹿兒島縣	
		51	樺太			沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
		52	關東			沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
		53	外航			沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
		54	不詳			沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
			總計			沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣			鹿児島縣	鹿兒島縣	
						沖繩縣			沖繩縣	沖繩縣	
						沖繩縣			宮崎縣	宮崎縣	
						沖繩縣					

り、まず「内地外」が太字で記載され、ついで、「朝鮮」、「臺灣」、「樺太」、「南洋群島」、「關東州」、「外國」、「航海中」、「不詳」の順で配列されていたが、道府県同様、番号は付されていなかった。

1941（昭和16）年の人口動態統計の様式には大きな変化はみられなかった。

1942（昭和17）年の人口動態統計には、前年のものと比較して若干の変化がみられた。すなわち、総覧において「内地外」の記載はなく、「朝鮮」、「臺灣」、「樺太」、「南洋群島」、「關東州」、「外國」、「航海中」がそれぞれ太字で記載されていた。

1943（昭和18）年の人口動態統計においても若干の変化がみられた。すなわち、中表紙の「公表又ハ轉載スルコトヲ禁ズ」の注意書きは前年と通りであったが、表紙には「秘」の印が押されていた。

なかった。また、総覧において道府県の下に「樺太ヲ除キタル舊内地」が太字で、またそれに続いて「朝鮮」、「臺灣」、「樺太」、「南洋群島」、「關東州」、さらに「滿洲國」、「北支」、「中支」、「南支」、「南方大東亞圏内諸地域」、「其ノ他ノ外國」、「航海中」が太字で記載されていた。

ここで述べた人口動態統計における作表様式の変遷を表3に、記載事項の変遷を図1と図2にまとめた。

IV 考 察

1. 本稿の位置づけ

1920年以前の人口動態統計を用いた研究は、丸山⁸⁾の乳児死亡に関する諸研究の他、婚姻・離婚・出生・死産などについては西田^{9,10)}の研究がある。乳児死亡率と死産率の算出には、分母に出生（出生）を用いるため、人口を用いる必要がない。「はじめに」で触れたように、1920年以前の人口について信頼の置ける推計は、1991年の高瀬⁷⁾によるそれであり、1991年以降の研究で1920年以前の人口動態を扱ったものは、管見の限りみられない（研究とはいえないが、死亡率などについては厚生省が刊行している¹¹⁾。）

人口動態統計の制度については、丸山¹²⁾の研究がある。作表については木村¹³⁾や渡辺¹⁴⁾の研究があるが、いずれも作表の背景に関しては考察されていない。

1920年以前の人口動態の、とくに死亡率等、分母に人口を用いる指標の分析は、今後の研究が待たれているが、その前段階として原資料の分析が必要である。本稿はその原資料分析の基礎となるものと考えられる。

2. 結果について

1) 明治期から大正初期—第一次内閣統計局時代

1899（明治32）年の人口動態統計は、わが国初の近代的人口動態調査であり、緒言においても「將來進歩ノ基礎」や「一新紀元」の語がみられ、その矜持がうかがわれる。

この時期の内閣統計局長は花房直三郎であった。花房は法学博士であり、国勢調査に先立つ予備的試験調査であった「甲斐国現在人別調」の責任者でもあった。1916（大正5）年まで内閣統計局長を務め、統計局長辞任後も統計局顧問、臨時

図1 人口動態統計の記載事項と製表の変遷(1)

編纂者	明治		大正	
	1899 1900 1901 1902 1903 1904 1905 1906 1907 1908 1909 1910 1911 1912 1913 1914 1915 1916 1917 1918 1919 1920	1900 1901 1902 1903 1904 1905 1906 1907 1908 1909 1910 1911 1912 1913 1914 1915 1916 1917 1918 1919 1920	1900 1901 1902 1903 1904 1905 1906 1907 1908 1909 1910 1911 1912 1913 1914 1915 1916 1917 1918 1919 1920	1900 1901 1902 1903 1904 1905 1906 1907 1908 1909 1910 1911 1912 1913 1914 1915 1916 1917 1918 1919 1920
名称	日本帝國人口動態統計			
製表の対象	「内地人」			
道府県の順序	順序を示す番号あり、府・県・道の順（地理的順序ではない）			
道府県の総数	「合計」、道府県の下、細字		「合計」、道府県の下、太字	
「内地」外の総数	なし			
「内地」「外地」の合計	「統計」、最下段、細字		「統計」、最下段、太字	
市郡と郡部の区別	なし			
「植民地人」の呼称	なし			
外国籍の表記	あり（フランス語）			
「秘」の印	なし			
数字の刻み	3桁刻み			

図2 人口動態統計の記載事項と製表の変遷(2)

編纂者	大正		昭和	
	1900 1901 1902 1903 1904 1905 1906 1907 1908 1909 1910 1911 1912 1913 1914 1915 1916 1917 1918 1919 1920	1900 1901 1902 1903 1904 1905 1906 1907 1908 1909 1910 1911 1912 1913 1914 1915 1916 1917 1918 1919 1920	1900 1901 1902 1903 1904 1905 1906 1907 1908 1909 1910 1911 1912 1913 1914 1915 1916 1917 1918 1919 1920	1900 1901 1902 1903 1904 1905 1906 1907 1908 1909 1910 1911 1912 1913 1914 1915 1916 1917 1918 1919 1920
名称	日本帝國人口動態統計		人口動態統計	
製表の対象	内地人	内地人および内地における外人・外国人	内地人	
道府県の順序	番号あり、北から南に配列		番号なし、北から南に配列	
道府県の総数	「内地総数」、道府県の上、太字		「全国」	「内地」
「内地」外の総数	「内地外総数」、道府県の下、太字			
「内地」「外地」の合計	「統計」、最上段		なし	
市郡と郡部の区別	なし		あり	
「植民地人」の呼称	あり（「植民地人」）	なし（「外人」）		
外国籍の表記	なし			
「秘」の印と注意書き	なし		あり	
数字の刻み	3桁刻み		4桁刻み	

国勢調査局参与、国勢調査評議会評議員、国勢院参与などを歴任している¹⁵⁾。

制度面では、この時期は、1893（明治26）年の官制改正で内閣所属の一小課（統計課）に縮小されていた政府の統計部門が、1898（明治31）年に内閣統計局として復活し活動した時期である。国勢調査の準備や人口動態統計の近代化の他に、国際統計協会会議代表者の派遣や国際死因及疾病分類協定への加入等の国際的協調が行われている¹⁶⁾。

この時期の人口動態統計の報告書にはすべてフランス語の対訳がなされていた。これは、緒言にあるように国際的な、また恐らくは学術的な比較を念頭に置いたものと考えられる。

総じていえば、この時期は、近代的な人口動態統計の草創期であり、国際的・学術的に開かれた統計が目指されていた、とみることができる。

2) 大正中期—国勢院による改革

1916（大正5）年5月10日内閣訓令第一号は、列強諸国との競争における統計の重要性を説いている¹⁷⁾。一方で、杉享二や上述の花房直三郎等の手で進められていたセンサス（Census）が、「国勢調査」の名で1920（大正9）年に実施された。ここで、「国勢」には、社会万般の事象を調査して国家経営の用に供する、との意が込められている¹⁸⁾。また、「国勢調査」自体が、第一次世界大戦の経験に基づいて将来の総動員戦にそなえるものであった¹⁹⁾。このような理由から、1920年5月15日内閣統計局と軍需局を併合して「国勢院」が設置されたのである¹⁷⁾。

同時に、人口動態統計の作表にも大きな変化がみられた。道府県の「内地総数」と日本全国の「総数」が表の冒頭に掲げられるようになり、従来みられたフランス語の対訳も掲載されないようになったのである。このような変化も、人口動態統計における目的の重心が、国際比較や学術を含むものから軍事的なそれへと移動したため、と考えることができる。

3) 大正後期から昭和初期—第二次内閣統計局時代

人口動態統計は、この時期には内閣統計局によって編纂されている。人口動態統計の名称は、この時期に「日本帝國人口動態統計」から「人口動態統計」に変更された。また、作表の対象も、「内地人」の他に「内地」における「外地人」と

「外国人」が加えられている。道府県の配列の順序も北から南への地理的順序に変更された。「内地」における「外地人」の呼称も、昭和の初期に「植民地人」から「外地人」に変更されている。

本稿では、道府県の「内地総数」と日本全国の「総数」が表の冒頭に掲げられるようになったこと、道府県の配列が地理的な順序に改められたことを示した。これは、道府県の総体としての「内地」という概念が、各道府県を越えて、均質なものとして統一されて捉えられるようになったことを反映している、と考えることができる。

さらに、この時期に「内地」における「外地人」「外国人」が新たに作表の対象となったことは、「内地」の地理的な統一とともに、人的な構成として「外地人」「外国人」を含む「内地」の概念が確立されたことを示していると思われる。

わが国の人口動態統計は、成立当初から、その対象は内地人あるいは内地在住の者に限定されていた。これまでの考察を踏まえて考えると、「日本帝國人口動態統計」から「人口動態統計」へという名称の変更も、その対象の実態をより正確に把握し反映するようになったため、とみることができる。

小熊²⁰⁾は、1918（大正7）年以降、初の平民と呼ばれた原敬のもと、同化論に基づいて、「統治するの原則としては、全く内地人民を統治すると同主義同方針に依る」とする「内地延長主義」によって朝鮮・台湾の統治改革が行われた、としている。これも、概念としての「内地」が確立し、これを「延長」することによって「外地」の統治にも敷衍することができる、との考えが幅広く共有されるようになったために実現されたものと考えることが可能なのである。

4) 昭和10年代—組織と内容の改廃

昭和10年代に入ると、人口動態統計の編纂組織や作表の変更が相次いだ。

作表の対象が、再び内地人のみになったこと、道府県の総数が「全国」になったこと、などは、「内地」の概念が再び狭隘なものになり、「内地延長主義」が放棄されたこと示しているのかもしれない。

統計が秘密扱いされるようになったことや、「例言」の文章が「シタカラ」などの稚拙な口語体になっていること、数字が四桁削みとなったこ

となども、この時期における人口動態統計の変質を示しているのではなかろうか。

3. 作表における視座

1) 「国家」意識

道府県の序列について歴史的にみると、廃藩置県が行われた1871（明治4）年の12月10日に明治政府が「仮二府県ノ班次ヲ定ム」として当時の全国72県の列順を定めた。その序列とは、東京・京都・大阪三府からはじまり、神奈川・兵庫・長崎・新潟の重要港のある四県がこれにつぎ、以下関東・近畿・中部・東海・東北・北陸・山陰・山陽・四国・九州という順序であり、田中は、「当時、政府が三府と四港県をいかに重視していたかがわかる。」と述べている²¹⁾。

この序列は、本稿の考察2. 1)および2)の時期におけるそれと合致している。すなわち、明治から大正中期末までは、明治初期につくられた道府県の序列が維持されており、これは開国当時の内政上の重要性を反映したものであった。その序列は大正後期には地理的な配列に変更され、さらには順番としての番号も1935（昭和10）年に消滅している。

これらの変化は、大正後期を転換点として、「国家」の視点から道府県や「内地」「外地」が捉えられるようになったことを示している、と考えることが可能である。

2) 「国民」意識

飛鳥井^{22,23)}によれば、今日我々が「国民」と呼ぶ対象は、明治の帝国憲法発布前後まではふつう「人民」あるいは「億兆」と呼ばれており、これが「国民」と呼ばれるようになったのは、明治後半から大正時代であった。

結果でみたように、1919（大正8）年以降、「内地」総数と「外地」を合わせた総数が表の上段に掲げられるようになった。これは、そのような変化が、「人民」や「億兆」としての各道府県民から、「国民」へと統計の視座が変化したことの証左である、とみる事が可能であろう。

V 結 論

明治後期から大正期にかけて、道府県から「国家」へ、道府県民から「国民」へと統計における視座が変化した、ことが示唆される。

明治時代からの人口動態統計の分析は今後の課

題となるが、分析に際しては、上述の視座の変遷を考慮することが必要と考えられる。

（受付 2003.11.11）
（採用 2004. 3.18）

文 献

- 1) 高橋重郷. 戦後のわが国の死亡水準の低下とその人口学的要因. 人口問題研究 1982; 164: 19-36.
- 2) 小林和正. 戦前戦後わが国全国死亡率の推移. 人口問題研究 1967; 11: 47-55.
- 3) 西田茂樹. わが国の訂正死亡率低下の年齢構造についての一分析. 公衆衛生院研究報告 1985; 34: 95-104.
- 4) 西田茂樹. わが国近代の死亡率低下に対して医療技術が果たした役割について (1)死亡率低下の死因構造について. 日本公衆衛生雑誌 1986; 33: 529-604.
- 5) 西田茂樹. わが国近代の死亡率低下に対して医療技術が果たした役割について (2)死亡率低下に医療技術が果たした役割について. 日本公衆衛生雑誌 1986; 33: 605-616.
- 6) 西田茂樹. わが国の乳児死亡率低下に医療技術が果たした役割について. 公衆衛生研究 1996; 45: 292-303.
- 7) 高瀬真人. 1890～1920年のわが国の人口動態と人口静態. 人口学研究 1991; 14: 21-34.
- 8) 丸山 博. 丸山博著作集(1) 死児をして叫ばしめよ. 東京: 農山漁村文化協会, 1989.
- 9) 西田茂樹, 木村正文, 林 謙治. わが国の1900年以前の婚姻, 離婚, 身分別出生について. 民族衛生 1987; 53: 184-191.
- 10) 西田茂樹, 木村正文. わが国の1920年以前の婚姻・離婚・身分別出生・身分別死産の動向に関する一考察. 民族衛生 1992; 58: 224-234.
- 11) 厚生省大臣官房統計情報部. 人口動態統計百年の歩み. 東京: 厚生省大臣官房統計情報部, 2000.
- 12) 丸山 博. 戦後日本における統計の諸問題—人口動態統計—調査史稿 (第1編). 統計学 1958; 2: 1-48.
- 13) 木村正文. 我が国人口動態の変遷. 統計局研究彙報 1953; 5: 23-49.
- 14) 厚生省大臣官房統計情報部人口動態統計課. 人口動態調査の調査事項の変遷. 厚生指標 1987; 34: 10-15.
- 15) 藪内武司. 日本統計発達史研究. 京都: 法律文化社, 1995; 187, 197.
- 16) 総理府統計局. 総理府統計局八十年史稿. 東京: 総理府統計局, 1951; 111-187.
- 17) 総理府統計局. 上掲; 188.
- 18) 岡崎文規. 国勢調査論. 東京: 東洋出版, 1935;

- 45.
- 19) 藪内. 上掲; 239-240.
- 20) 小熊英二. 〈日本人〉の境界. 東京: 新曜社, 1998; 240-261.
- 21) 田中 彰. 明治維新. 東京: 小学館, 1976; 157-158.
- 22) 飛鳥井雅道. 「国民」の創出—国民文化の形成・序説. 飛鳥井雅道編. 国民文化の形成. 東京: 筑摩書房, 1984; 3-66.
- 23) 飛鳥井雅道. 近代の潮流. 東京: 講談社, 1976; 183.
-